

建設工事等における保証証書の 電子化(電子保証)を開始します

- ・建設工事及び建設工事等に係る委託業務について、**令和5年7月19日以後に契約を締結する案件**から、契約保証及び前払金保証(中間前金払を含む)の保証証書の電子化(電子保証)を可能とします。
※なお、引き続き、紙による保証証書の提出も可能です。
- ・電子保証をご希望の場合は、保証事業会社が発行する『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』(PDF)を電子メールに添付し、下記メールアドレスまで送信してください。
- ・電子保証の申し込み、利用方法等については保証事業会社までお問い合わせください。
- ・発行された保険証券等をPDF等により電子メールで提出する方法は対象外となりますのでご注意ください。

【認証キー送付先】

- ・契約保証用メールアドレス **zaisei@city.oyabe.lg.jp**

※1 メールアドレスの入力誤り・誤送信にご注意ください。

※2 件名は「【受注者名】契約保証電子保証書」としてください。

※3 契約締結前までに送信願います。

※4 認証キー送信後に電話等で受信確認をしてください。

- ・前払金保証用メールアドレス **各担当課代表メールアドレス**

(各担当課にお問合せください)

※1 メールアドレスの入力誤り・誤送信にご注意ください。

※2 件名は「【受注者名】前払金電子保証書」としてください。

※3 前金払請求書を提出する前まで(又は提出時)に送信願います。

※4 認証キー送信後に電話等で受信確認をしてください。

【お問い合わせ先】小矢部市財政課 TEL:0766-67-1760